

平成 29 年 2 月 22 日

お客さま各位

岡崎信用金庫

生命保険（特定保険商品）の代理店手数料の開示等について

当金庫では、本年 4 月から、お客さまにより適切に商品をご選択いただくことを目的として、「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」を行いますので、お知らせいたします。

1. 保険代理店手数料の開示

当金庫が保険会社から受領する生命保険（特定保険商品）の代理店手数料について、保険会社の同意を前提として自主的に開示します。

特定保険商品とは、金融商品取引法の行為規制の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品で、〔変額保険・外貨建保険・市場価格調整機能を有する保険〕が対象となります。

代理店手数料は、保険会社から販売代理店に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、当金庫の販売体制における透明性を高め、お客さまにより適切な判断を行っていただけるよう、開示を行うものです。

2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

従来の「契約時の一括受取方式」から、「販売手数料（※1）」および「継続手数料（※2）」に分けて受け取る方式に、合意を得られた保険会社より順次変更いたします。

（※1）募集時のコンサルティングの対価として販売額に応じて保険会社から受領する手数料

（※2）契約後のアフターフォロー等の対価として契約期間中に保険会社から定期的受領する手数料

当金庫は、今後も多様化するお客さまのニーズに的確に対応するとともに、利便性の向上に努め、お客さまの期待に応えられるよう、一層のサービス向上に努めてまいります。

以上

本件に関するお問合せ先
岡崎信用金庫 営業店支援部（資産活用グループ）
TEL 0564-25-7150